

宜野座村小中学校における
携帯電話の取扱いに関するガイドライン

令和3年1月
宜野座村教育委員会

宜野座村小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドラインの策定にあたって

はじめに

携帯電話は情報化社会がますます進展する中、子どもたちの生活に急速に普及しており、いまや生活をするうえで、大変便利なツールとなっています。一方で、ネット依存やインターネットを介したいじめ、高額課金、自画取り被害や盗撮等の犯罪被害が増加しており、携帯電話の使用方法について大きな課題となっています。

本村教育委員会では、児童生徒の学校における携帯電話の取扱いに関する方針『文科初第670号 令和2年7月31日付、「学校における携帯電話の取扱い等について（通知）」』を受け、学校及び村教育委員会の取組の基本とすべき事項をまとめ、それに伴うガイドラインを作成しました。

宜野座村立各小中学校における携帯電話の取扱いに関しまして、本ガイドラインの内容をご理解、ご協力いただきますとともに、子どもたちが携帯電話を適切に利用できる環境を整備していきましょう。

宜野座村教育委員会
教育長 新里 隆博

宜野座村小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン

宜野座村教育委員会は、村内小中学校における携帯電話の取扱いについて、以下のガイドラインを策定しました。

校内への携帯電話の持ち込みを原則禁止とします。

携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、学校への携帯電話の持ち込みについては、原則禁止とします。ただし、携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合、その他やむを得ない事情（例えば、登下校時の安全確保や遠距離通学のため等）も想定されることから、そのような場合には保護者から学校長に対し、児童生徒による携帯電話（子ども向け携帯電話やフィルタリングによる機能の制限を設けた携帯電話等）の学校への持ち込みへの許可を申請させるなど、例外的に持ち込みを認めることも考えられます。

■本ガイドラインにおける「携帯電話」とは以下のものをいいます。

【文部科学省「学校における携帯電話の取扱い等に関する有識者会議」審議のまとめより】

- ①スマートフォン
- ②フィーチャーフォン（いわゆる「ガラケー」）
- ③子ども向け携帯電話（基本的な通話・メール機能やGPS機能を搭載しているもの）

■「携帯電話」には含めないもの

- | | | |
|------------|-------------|--------------------------------|
| ①携帯ゲーム機 | } | 主たる目的が娯楽であり、連絡手段にあるとは考え
難い。 |
| ②携帯音楽プレーヤー | | |
| ③タブレット型端末 | | 主たる目的が連絡手段にあるとは考え難い。 |

1 学校における携帯電話の取扱いについて

学校においては、次に示す指針に沿って、基本的な指導方針を定め、児童生徒及び保護者に周知するとともに、児童生徒へ指導を行っていくこと。

(1) 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、小中学校においては、学校への児童生徒の携帯電話の持ち込みについては、原則禁止とする。

(2) 携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合、その他やむを得ない事情（例えば、登下校時の安全確保や遠距離通学のため等）も想定されることから、そのような場合には、保護者から学校長に対し、児童による携帯電話（子ども向け携帯電話やフィルタリングによる機能の制限を設けた携帯電話等）の学校への持ち込み許可を申請させるなど、例外的に持ち込みを認めることも考えられる。このような場合には、校内での使用を禁止したり、登校後に学校で一時的に預かり、下校時に返却したりするなど、学校での教育活動に支障がないよう配慮すること。

(3) 学校として、持ち込みを認める場合には、一定の条件として、学校と生徒・保護者との間で以下の事項①～④について合意がなされ、必要な環境の整備や措置が講じられている場合に限って、持ち込みを認める。また、登下校時においても、マナー違反の増加等のトラブルが生じないよう、家庭と連携しつつ、配慮すること。

①生徒が自らを律することができるようなルールを、学校のほか、児童生徒や保護者が主体的に考え、協力して作る機会を設けること。

②学校における管理方法や、紛失等のトラブルが発生した場合の責任の所在が明確にされていること。

③フィルタリングが保護者の責任のもとで、適切に設定されていること。

④携帯電話の危険性や正しい使い方に関する指導が、学校及び家庭において、適切に行われていること。

(4) 学校として、持ち込みを認めた場合の留意事項

①持ち込みに当たっての条件やルールを設定し、保護者には所持規則に従う同意を得た申請書を提出させ、学校は許可証を保護者に渡す。

②学校内における管理方法については、児童生徒が自分の鞆の中に保管、または担任

や学年別で管理、あるいは学校が保管用バッグを用意し一括管理するなど、各学校の裁量で管理を行う。

③学校側（教職員）が管理を行う場合、端末の電源を切る、パスワード設定を行う等、他者が使用できない状態で管理することを基本とし、破損等について学校は一切責任を負わないこととする。

④持ち込みのルールを守ることができるか判断する試し期間を設け、守れない場合は持ち込みを一時的に止めてルール等を再検討するという方法もある。

2 学校における情報モラル教育の取組について

携帯電話・SNS が児童生徒に急速に普及する中で、児童生徒が自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつとともに、犯罪被害を含む危険を回避し、情報を正しく安全に利用できるようにすることなど、学校における情報モラル教育は極めて重要である。そのため、学習指導要領に基づき、文部科学省や各種団体が作成している教材を利用するなど、より一層情報モラル教育の充実に取り組むこと。

3 「ネット上のいじめ」に関する取組の徹底について

「ネット上のいじめ」は学校外でも行われており、学校だけでなく、家庭や地域における取組も重要である。携帯電話を児童生徒にもたせるかどうかについては、まず保護者がその利便性や危険性について十分に理解した上で、各家庭において必要性を判断するとともに、携帯電話を持たせる場合には、家庭で携帯電話利用に関するルールづくりを行うなど、児童生徒の利用の状況を把握し、学校・家庭・地域が連携し、身近な大人が児童生徒見守る体制づくりを行う必要がある。

学校は児童生徒を「ネット上のいじめ」や犯罪被害から守るために、携帯電話を通じた有害情報の危険性や対応策についての啓発活動を積極的に行い、家庭における携帯電話利用に関するルールづくりやフィルタリングの利用促進に努めること。

保護者の皆様へ

携帯電話等のインターネット接続機器は、今や生活する上で非常に便利なツールである一方、子どもたちを取り巻く携帯電話の使用に関するトラブルは増加傾向にあります。子どもたちに適切な携帯電話の使い方を身につけさせるには、保護者によるルールやマナーの指導が必要不可欠です。トラブルが起こる前に、子どもたち自身が一歩立ち止まって、自ら考え判断し行動できるよう、子どもとしっかり話し合しましょう。

子どもに携帯電話を持たせるに当たっての注意事項

- 1 子どもに携帯電話を持たせる際は、使う目的やその必要性、必要な機能を子どもとともに確認し、適切な機種や機能を選んでください。また、使用するアプリケーション等についても、使用前に必ず子どもと確認してください。
- 2 子どもが使う携帯電話にはフィルタリングを必ず設定してください。また、日常的に子どもの使用状況を確認し、不適切な使用や長時間の使用をさせないよう定期的に携帯電話の設定を見直して下さい。
- 3 個人情報の流出や他人による不正な使用を防ぐため、パスワードを設定する等の工夫をして下さい。パスワードは保護者も把握して下さい。
- 4 インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合は、できるだけ早く警察やその他の関係機関、学校、各種相談窓口にご相談し、適切に対応して下さい。

児童・生徒のみなさんへ

携帯電話はたいへん便利ですが、携帯電話による様々なトラブルや犯罪もおきています。携帯電話の使い方については十分注意しましょう。

携帯電話を持つときの注意点

- 1 携帯電話を買ってもらう時は、なぜ使うのか、本当に必要なのか、どんな機能を使うのかなどを保護者としてしっかり相談します。使いたいアプリも、使う前に必ず保護者に相談します。
- 2 携帯電話は必ずフィルタリングを設定してもらいます。そして保護者には、毎日の使い方や使用制限時間、正しい使い方をしているかを確認してもらいます。
- 3 自分の情報を知られたり、他の人に勝手に使われたりしないように、携帯電話にはパスワードをかけます。パスワードは必ず保護者に伝えます。
- 4 携帯電話を使うことで、何か困ったことがあったら、保護者や先生などの大人に必ず相談します。

携帯電話の正しい使い方について

1 相手の気持ちを考えて、コミュニケーションを取ろう。

(1) 相手を傷つけてないかな？

自分はふざけているつもりでも、友だちは嫌な気持ちになっているかもしれないよ。言葉やスタンプの使い方には気をつけよう。また、誰かを傷つける書き込みは、自分の名前を書かなくても、誰が書いたか特定されることもあるよ。

(2) 無断で撮影することはやめよう。

勝手に他の人を撮影したり、その写真を公表したりすると、肖像権という権利を侵害することになるよ。

(3) 夜遅くに連絡していないかな？

夜遅い時間にメッセージを送ると、寝ている人を起こしてしまふこともあるよ。何時までなら連絡してもいいかな？考えてみよう。

2 個人情報（写真を含む）はネットに載せないようにしよう。

(1) 自分が誰だか分かってしまうかも。

顔写真・学校名・名前などを組み合わせたら、知らない人にも自分が誰だか分かることがあるよ。写真の背景や、埋め込まれている GPS 情報から、住所が特定されることもあるよ。

(2) 悪用される可能性があるかも。

裸に近い写真は、他の人に悪用されて、ネットで広まってしまふこともあるよ。また、下着姿や裸の写真を撮影すると、児童

ポルノ^{きんしほう}禁止法などの罪^{つみ}に問^とわれたりする場合^{ばあい}があるよ。

(3) 信用^{しんよう}してもいいのかな？

ネットで知^しり合^あった人^{ひと}は、知^しらない人^{ひと}と一^{いつ}緒^{しょ}だよ。信用^{しんよう}しすぎて会^あいに行^いくと、生^{せい}命^{めい}、身^{しん}体^{たい}に関^かわ^かる深^{しん}刻^{こく}な事^じ件^{けん}の被^ひ害^{がい}者^{しゃ}になる可^か能^{のう}性^{せい}があるよ。

3 スマホやネットに夢中^{むちゆう}になりすぎないようにしよう。

(1) 長^{なが}い時^じ間^{かん}、遊^{あそ}びすぎているかな？

夜^{よる}遅^{おそ}くまでゲ^{あそ}ームで遊^{あそ}び続^{つづ}けていると、睡^{すい}眠^{みん}不^ぶ足^{そく}になっ、
体^{たい}調^{ちよう}不^ふ良^{りよう}の原^{げん}因^{いん}になることもあるよ。生^{せい}活^{かつ}が乱^{みだ}れないように気^きをつけよう。

(2) 購^{こう}入^{にゆう}しすぎているかな？

1回^{かい}だけア^あイテ^いムやコ^こイ^いンを買^かうつもりが、いつの間^まにかやめられなくなっ、高^{こう}額^{がく}になっ、てしま^しま^まうこともあるよ。

(3) 登^{とう}録^{ろく}してもいいのかな？

ア^あイテ^いムやコ^こイ^いンを無^む料^{りよう}で手^てに入^いれるた^ために、住^{じゆう}所^{しよ}、電^{でん}話^わ番^{ばん}号^{ごう}、
メ^まール^るア^あド^どレ^れスな^などの個^こ人^{じん}情^{じよう}報^{ほう}を気^き軽^{がる}に登^{とう}録^{ろく}すると、悪^{あく}用^{よう}さ^されることもあるよ。